

寝屋川市就学前教育・保育の調査・研究及びプログラム・教材作成等支援業務委託公募型プロポーザル募集要項

寝屋川市こども部子育て支援課

【 目 次 】

1	業務概要	P 3
2	プロポーザル方式を採用する理由	P 4
3	参加資格要件	P 4
5	参加表明者の受付	P 5
6	参加資格審査、審査結果通知及び企画提案書等の提出依頼	P 5
7	質疑回答	P 6
8	契約候補者の選定方法	P 6
9	選定の手順	P 7
10	契約候補者の公表方法	P 7
11	契約締結手続	P 7
12	その他プロポーザル参加者への周知事項	P 8
13	採点基準表	P 8

1 業務概要

業務名	寝屋川市就学前教育・保育の調査・研究及びプログラム・教材作成等支援業務委託				
業務目的	本市における0歳から15歳までの切れ目ない子育て・教育環境の実現に向け、令和3年度に今後の方向性や就学前のプログラム・教材作成等についての調査・研究を実施するとともに、令和4年度中にプログラム・教材の作成を完了させ、寝屋川市における就学前教育・保育の構築を行う。				
業務期間	契約締結日から令和5年3月31日まで				
業務内容	別紙「仕様書」のとおり				
見積限度額（税込）	4,163,000円				
業務実施上の条件	<p>(1) 委託業務の進捗に当たっては、寝屋川市が設置する就学前教育・保育に関する会議体や研究会における議論の経過を踏まえ、十分に本市との協議・調整を行うこと。</p> <p>(2) 本業務で作成されたドキュメント、データ及び教材等の成果品に関する著作権についてはすべて市に帰属するものとする。</p> <p>(3) 受託者は、業務遂行により得た書類、情報等について善良なる管理者責任を持ち、知り得た知識、情報等を第三者に漏らしてはならない。なお、契約終了後も同様とする。</p> <p>(4) 委託業務に係る個人情報等の取り扱いは、寝屋川市が定める個人情報保護関連規定等を遵守し、厳重に行うこと。</p> <p>(5) 賠償関係、免責事項等必要な事項については、契約書によるものとする。</p> <p>(6) 受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ市の承諾を受けた場合には業務の一部を委託することができる。</p>				
所管部課	子育て支援課	担当者	三木	電話	072-838-0374（直通）

2 プロポーザル方式を採用する理由

寝屋川市が取り組む0歳～15歳までの切れ目のない一貫性のある子育て・教育環境の実現に向けた就学前のプログラム・教材の調査・研究及び作成については、就学前保育、教育・療育のみならず、就学後の教育や保健等の複数の分野に関連するものとなり、本業務においては寝屋川市の教育・保育等の現状・特色や課題把握はもちろんのこと、国内外の就学前教育・保育等の現状、制度及び動向等を理解した上で、将来を見据えた就学前のプログラム・教材を作成する必要がある。

そのため、本業務の実施に当たっては、寝屋川市独自の就学前のプログラム・教材作成のための具体的な方策に関する専門性を要する提案が不可欠であり、専門性・技術力、想像性等及び就学前教育・保育に関する豊富な経験を有する者からの提案を求め、その提案を評価した上で本業務に最も適した者を選定する必要がある。

3 参加資格要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 申請日現在に、寝屋川市の入札参加資格者名簿に登録されている者で、委託物品の業種「調査・検査・測定」品目「市民意識調査」を希望していること。
- (2) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成15年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成23年3月11日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (4) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 過去10年間（平成23年から令和2年度）において、子ども・子育て支援法第61条の規定による子ども・子育て支援事業計画をはじめ、地方公共団体における子ども・子育て支援施策又は教育施策に関する行政計画の策定に係る業務について、履行した実績を有すること。

4 参加表明者の受付

(1)提出書類	①プロポーザル参加表明書（様式1）、②会社概要票（様式2）、 ③業務実績調書（様式3）	
(2)提出部数	各2部（原本1部、副本1部）	
(3)提出期間	令和3年7月20日（火）から8月3日（火）午後5時まで（必着）	
(4)提出方法	原則、書留郵便によること。	
(5)提出場所	住所	〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号 市立保健福祉センター2階
	所管部課	こども部子育て支援課
	担当者	三木
	電話	072-838-0374（直通）
	メールアドレス	kosodate@city.neyagawa.osaka.jp

5 参加資格審査、審査結果通知及び企画提案書等の提出依頼

参加表明者の参加資格要件を審査し、審査結果等を次のとおり通知する。

(1) 参加資格を有すると認めた者

「参加資格審査結果通知書 兼 企画提案書等提出依頼書」（様式4）により、参加資格要件を満たしていることを通知するとともに、企画提案書及び調書等（以下「企画提案書等」という。）の提出を依頼する。

企画提案書等の内容、提出方法等

	内 容	様 式	備 考
(1)提出書類	① 企画提案書 ※ 審査における公平性を期すため、社名等は伏せること。	任意様式	
	② 会社概要票	様式2	再提出
	③ 業務実績調書	様式3	再提出
	④ 企画提案書等提出届	様式5	表紙
	⑤ 誓約書	様式6	
	⑥ 業務実施体制調書	様式7	
	⑦ 管理技術者（管理責任者）調書	様式8	
	⑧ 担当技術者（担当者）調書	様式9	
	⑨ 業務工程表	任意様式	
	⑩ 見積書及び見積内訳書 ※見積書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を加えた金額を記載すること。	任意様式	
(2)提出部数	各8部（原本1部、副本7部）		

(3)提出期間	令和3年8月6日（金）から9月13日（月）午後5時まで（必着）
(4)提出方法	上記4(4)に同じ
(5)提出場所	上記4(5)に同じ

(2) 参加資格がないと認めた者

「参加資格審査結果通知書」（様式4-1）により、参加資格要件を満たしていないため、本プロポーザルの参加は認められない旨を通知する。

6 質疑回答

質疑の受付	受付期間	令和3年8月6日（金）から8月25日（水） 午後5時まで（必着）
	提出方法	質疑書(様式10)により、電子メールで上記6(5)のメールアドレス宛てに提出すること。 ※ 電話及び直接来庁による質疑には応じない。
質疑の回答	令和3年8月27日（金）に、質疑回答書（様式11）により、企画提案者全員に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答する。	

7 契約候補者の選定方法

(1) 企画提案書等審査

「寝屋川市就学前教育・保育の調査・研究及びプログラム・教材作成等支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づく選定委員会において、下記15の採点基準表に基づき、企画提案書の内容、実施体制等について評価を行い、契約候補者及び次点者（以下「契約候補者等」という。）を選定する。

(2) 契約候補者の選定

選定委員会の出席委員による採点の合計点が最も高い者を契約候補者等として選定する。この場合において、合計点が最も高い者が2人以上あるときは、提案価格が最も低い者を契約候補者とし、提案価格も同額のときは、くじにより契約候補者を選定する。ただし、出席委員による採点の合計点が満点の50パーセントに満たない者は選定しない。

8 選定の手順

(1) 書類審査

企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し、高い評価を得た企画提案者を契約候補者等として選定する。

実施日：令和3年9月17日（金）

(2) 審査結果通知

ア 契約候補者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式 12）により通知する。

イ 次点者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式 12-1）により通知する。

ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式 12-2）により通知する。

9 契約候補者の公表方法

次に掲げる事項を市ホームページで公表する。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要
- (3) 所管課名
- (4) 契約候補者を選定した日
- (5) 契約候補者の名称及び所在地
- (6) その他必要な事項

10 契約締結手続

契約候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続を進める。

ただし、契約候補者が、契約を辞退した場合又は参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者と契約の手続を進める。

11 その他プロポーザル参加者への周知事項

- (1) 参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルへの参加を無効とするとともに、指名停止措置を行うこともある。
- (4) 提出書類は返却しないものとする（書類は適正に処理し、2次使用はしない）。
- (5) 業務実施体制調書に記載した配置予定の管理技術者（管理責任者）及び担当技術者（担当者）の変更は原則認めない。ただし、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由がある場合は、同等以上の者であると認めた者に限り変更することができるものとする。
- (6) プロポーザルへの参加において、コンソーシアムや企業連合といった2者以上の事業者で構成される事業体での参加は認めない。
- (7) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、寝屋川市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

12 採点基準表

(1) 技術提案の評価 (50 点/総得点)

評価項目	評価の視点	配点
企画提案内容	寝屋川市の就学前教育・保育の現状、施策及び特性を踏まえた具体的な提案がなされているか。	20
	寝屋川市の就学前教育・保育の課題を的確に把握し、会議体・研究会における議論や他自治体及び欧米諸国等の就学前教育・保育の動向の反映について、具体的な提案がなされているか。	20
	計画的かつ適切な業務工程が組み立てられているか。	10
小 計		50

(2) 業務体制の評価 (20 点/総得点)

評価項目	評価の視点	配点
管理技術者(管理責任者)の知識、経験	管理技術者(管理責任者)として、過去10年間に地方公共団体での教育・保育に係る行政計画策定業務の経験があるか。	10
担当技術者(担当者)の知識、経験	過去10年間に地方公共団体での教育・保育に係る行政計画策定業務の経験があるか。	10
小 計		20

(3) 企業の評価 (15 点/総得点)

評価項目	評価の視点	配点
企業の知識、実績	過去 10 年間に地方公共団体での教育・保育に係る行政計画策定業務の経験があるか。	10
情報マネジメント	個人情報を含む情報管理を適切に行っているか。	5
小 計		15

(4) 見積額の評価 (15 点/総得点)

評価項目	評価の視点	配点
見積額の評価	見積費用に十分な費用対効果が見られるか	15
小 計		15

合 計		100
-----	--	-----